

高松市自治基本条例見直しの考え方

【検討方法等】

- 条例の各条文が、法律の改正や社会の変革等に照らして不都合がないかの確認
- 見直しの必要がある場合は、市から本審議会に対して、条例の見直しについて諮問

【参 考】高松市自治基本条例 (条例の見直し)

第37条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行う等の必要な措置を講ずるものとする。

確認結果

条例本文の修正の必要性は、「なし」